

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
日暮班「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究」
分担研究「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」
分担研究者 巷野悟郎、福島正美 こどもの城小児保健部

研究要旨 本研究は昭和 23 年に制定され、今日に至っている「母子健康手帳」の起源を探求し、これからのあり方に寄与することが目的である。しかしすでに半世紀を経て記録は少なく、母子衛生課当時の関係者の記憶や、また個人的に保管している書類等を参考にして本研究を行うこととした。なかでも初代母子衛生課長で「母子手帳」の生みの親である瀬木三雄の著書は貴重で、晩年瀬木の元でともに研究した依田の資料、瀬木の後輩で「母子手帳」の研究をしている本多の資料などを参考とし、更に当時の母子衛生課職員の座談会を中心としてまとめた。当時は連合軍（GHQ）に占領されていたから、母子手帳の作成に当たっては常にGHQからの指示があった。それに対して瀬木は、常に学者として毅然とした態度で望み、わが国の中心的な産婦人科医と小児科医の意見を取り入れて、世界に類を見ない「母子手帳」を作った。戦争中には物資の配給のよりどころとなった「妊産婦手帳」に始まって、この「母子手帳」は戦後の混乱期に、妊娠中の生活や育児に自信と希望を与えるのに大きく貢献した。そして「母子手帳」は広く国民に受け入れられたのである。なお当時作成した映画「母子手帳」のフィルムを入手出来たことは幸いで、これによって戦後の時代の母子の様子を知ることが出来る。（敬称略）

見出し語 母子手帳 母子健康手帳 妊産婦手帳 妊産婦保育指針 GHQ 母子衛生課 体力局 公衆衛生局 妊娠月数 瀬木三雄 近藤宏二 映画母子手帳 妊娠届 配給制度

A 研究目的

国の文化程度の指標と言われる乳児死亡率は、ユニセフ発行の「世界子ども白書」によると、世界最低の域に達している。1998 年は 3.4 で、今もって 170 から 180 という国々があることを考えると、日本の現状は恵まれているということにつける。しかしこれも流れを見ると、1920 年代は 170 であり、半世紀前の戦後 1946 年は、ようやく 70 という乳児死亡率であった。戦後という時代が背景にあったから、なお高率であったが、その後は 10 年刻みに乳児死亡率は半減し、1976 年（昭和 51 年）には一桁台に達したということは、その間の政治・経済・文化の発展に寄与するところが大きい。日々の生活面では、育児情報とその受け手である親の育児知識や、育児技術などでの毎日の育児に負うところが大きい。

そのようななかで、昭和 23 年に児童福祉法が制定され、母子手帳制度が発足されたことの意義は大きい。小冊子であるが、その中に夫々の子どもの妊娠中から出産、その後の発育経過、健康状態、予防接種などが記載されるのであるから、親は折に触れて子どもの様子を客観的に眺めることができる。その結果これから自分の子どもに、何をしなければならぬかという問題をいつも整理し、行政組織や医療機関とのかかわりのなかで、

よりよい育児を目指していくことができる。

最も身近な「母子健康手帳」（昭和 41 年から改名）の果たす役割が、重視されるようになったと言うことが認められてから、今では諸外国からも注目されている。そしてすでに各国語に翻訳されて、日本の「母子健康手帳」は国際的に飛躍してきている。

このような状況で、極めて特徴のあるこの母子健康手帳が、戦後の状況のなかで、どのような考え方で制定され使用されるようになったかということ整理し、記録するということは、これからの母子健康手帳のあり方を考えるうえで貴重な資料となることであるし、また発展途上国などでこれから利用するためにも参考となるであろう。

母子健康手帳が制定されてから、すでに半世紀を経過しているので、資料の散失も多いし、また当時かかわった人達も数少なくなってきたので、このような作業は急を要することである。これが「歴史的レビュー」というテーマで本研究を行う理由である。

B 研究方法

「妊産婦手帳」から「母子手帳」へと発展して交付されるまでの時期は、日本が最も厳しい戦争及び戦後の混乱期であった。従って当時の記録や

文献・資料などで求めることは難しい。そこで当時の関係者が個人的に保存していた書類やその他の印刷物に依存した。殊に母子手帳の生みの親とも言われ、GHQ（連合軍総司令部）の支配下にある母子衛生課の初代課長である瀬木三雄が保存していた資料は貴重である。瀬木は厚生省を退職後東北大学公衆衛生学教授として赴任し、定年退職後は瑞穂短期大学学長として後輩を指導されている間、同大学センターで妊産婦手帳、母子手帳などを中心とした厚生行政についての、研究や資料の整理を続けていた。そのときかつて母子衛生課に在職していた依田が呼ばれて仕事を手伝った関係で、当時の母子手帳の資料は、今回の研究に大切な役割を占めた。その他「母子手帳」作成当時母子衛生課に勤務していた職員から、直接当時の記憶を聞き出し記録した。既に半世紀を経過しているが、平成11年12月に一堂に会して約3時間の座談会を記録し活字にした。

本研究の内容は、座談会の記録を整理したものを中心にまとめた。各人の記憶であるから不確かなところはあがるが、全体として当時どのような考え方で母子手帳が作られ普及したかという、全貌を把握することはできたと確信する。

母子手帳の内容やまた現場でどのように利用されていたかについては、当時作成された映画「母子手帳」のフィルムの実物が保存されていたので、これが有力な証拠となり、本研究で採用し当時の記録とした。

C 研究結果

厚生省研究「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究」の中の分担研究課題の一つ、「母子健康手帳の変遷に関する歴史的レビュー」として、世界に冠たるこの母子手帳が、どのようにして出来てきたのか、当時のことを記録に残すことの第一歩として、当時その作業を共に行った厚生省OBが一堂に会して、各人の記憶をたどってみたいことから始めた。

「母子手帳」制定に関与した職員の座談会出席者(所属はすべて当時の厚生省児童局母子衛生課)は、巷野悟郎(医師)、村松稔(医師)、橋本光男(事務官)、佐成正(事務官)、松原慶三(事務官)、依田和枝(助産婦)で、その他、本多洋(研究協力者 医師)、中村安秀(分担研究者 医師)、福島正美(共同研究者 保健婦)、宮下英一(英映画社社長)が出席した。

そこで、戦前から戦後の移り変わりのなかで、日本の母子保健がどのようになっていたか、そのなかで母子手帳はなぜできたかを、出席された方々の証言をもとにまとめた。

母子手帳については、当時の母子衛生課長瀬木抜きには考えられないわけであるが、その人柄なども影響していると考えられる。

母子衛生課が発足した当時の職員も、この分野において、殆どが素人のようなものであった。それだけに家庭的な雰囲気、全員がよくまとまっていて、いろいろな経験をしたと言うのが一同の回想であった。

そのなかで瀬木は研究者のもつ毅然としたところがあったので、当時の小島徳雄児童局長から、ここは大学の研究室とは違うと言われたこともあるほどであった。アイデアマンで、気が短かくさっぱりとした面白い人であった。

妊産婦手帳から母子手帳へ

「妊産婦手帳」(資料1)のできたのが昭和17年の戦時中で、その後戦争に敗れて厚生省の中に児童局、次いで母子衛生課が誕生する頃まで使われていた。

「妊産婦手帳」が考えられたときの瀬木の言葉を、村松は当時聞いた話として述べている。「『母性衛生』というものについて、それまでは『小児衛生』があるから『母性衛生』があり、子どもの方が主で、母親は従位であったけれど、それはちょっとおかしいのであって、母親と子どもは対等なはずであると。そういう思想を持っておられたのである。それともう一つは、名前が思いだせないがイギリスのある女性の「save the mother」母を救えという題の簡単なパンフレットを先生が読まれて大いに感激されて、ひとつ妊産婦手帳を作って見ようと考えた」と。

そしてこれも何回も聞かされていたのは「例えばある女性が妊娠をして医師の診断を受ける。そのときに、妊娠あるいは分娩のときの出血というのはその前歴があると繰り返しやすいから、次のお産では要注意だけれども素人の人はそんなことを知ってるはずがない。だから最初の妊娠、出産でそういう経験があったり輸血が必要だったりしたら、その専門的なことを記録したものを本人に持たせておけば、次の時に医師に見せればよくその状況がわかって、これは危険だから輸血がすぐできるような施設に行きなさいとかいうはずだ」という考えである。母性衛生に対する力点を常に強

調されていた。

そのような考え方で「妊産婦手帳」の配布が始まったが、戦後は「児童局母子衛生課」となり、その頃から流れてきた一つの思想は、母と子を切り離して考えるのはおかしい。日本の慣行では出産後せいぜい一週間ぐらいまでは産婦人科で、それから忽然と小児科がでてくるのはおかしい。新生児死亡の原因などが妊娠中にあるものから増えてくるのだったら、なおのことその二つをつながらせなければならぬということ、「妊産婦手帳」と子どもを一緒にして、生まれる前からの記録にしようとなつた。戦後は「母子手帳」になった。とにかく母と子どものことを記録する母子手帳に拡大されたわけで、巷野はその業務にあたった。(資料 2 は母子手帳作成時のもので、スポンサーをつけることも考えられていた)

母子手帳

当時はすべての厚生行政は連合軍総司令部 GHQ (General Head Quarters) のチェックがなければ動けなかったから、その妊産婦の部分と新しくできた子どもの部分を村松が逐一英訳して、手帳の体裁のようなもの書きこんで、GHQ に持参して許可を得たのである。

そのときに直接手帳には関係ない医学的な論争も、アメリカの医師と戦わしたことがあった。例えば妊娠中毒症について、アメリカの医師は水を飲ませるといふし、瀬木は水ぶくれしている体に、水は絶対にいけないといったトラブルもあった。

それでも結局は「妊産婦手帳」から「母子手帳」に無事に移って、内容については細かいことを何かと指示されたが、大所ではそれほど干渉されなかったという記憶がある。こちらから出した翻訳と体裁は結構だということになった。

しかし当時担当だったナイトという小児科医が興味ある発言をした。それは妊娠というのは女性個人にとって最もプライベートでパーソナルなことなのに、何でわざわざオープンにして役所に届けなければならないのかと。瀬木はこれに対して保健や医療の問題だから、もっと客観的に考えなければならないなど発言されていたが、ナイトはアメリカの平均的女性の立場からすると、疑問だといっていた。

なお細かいことでは、妊娠月数の数え方で、アメリカと日本では 9 カ月と 10 カ月とで食い違ってくる。これは日本では 1 カ月を 4 週間で 28 日と数える陰暦だからだと説明した。これはドイツ

から入った考え方で、アメリカとドイツの考え方の違いであった。妊娠中毒症の水の問題も、後にこだわりが残ったこともあった。

戦前に作られた「妊産婦手帳」をモデルにして、「母子手帳」を作ったことについて、GHQ が何も言わなかったことについて、戦前のものには米や砂糖の配給クーポンがついていて、それが大変魅力だったが、母子手帳ではそういう部分はおとして、本質的な健康に関する部分を新しい母子手帳に生かしたということで、とくに反対はなかったという。(村松) 当時村松は英会話に堪能。村松が母子手帳を訳し、小池文英(整形外科医、後に整肢療護園長)は児童福祉法の母子衛生の部分を実訳して、GHQ の許可を得ることに大きく貢献した。

戦前の「妊産婦手帳」については、本多の調査があり、次のようにまとめている。

昭和 13 年に厚生省が発足し、体力局ができた。これが昭和 15 年に開催予定のオリンピックを担当することになっていた。それが戦争のために中止になったので、国民の体力を増強する仕事の一部として、母子衛生事業を扱うようになって、体力局の施設課となった。そこに東大小児科から宇田川与三郎が医師の技官として迎えられた。瀬木はその体力局に東大の産婦人科から嘱託として入省した。そこで「妊産婦手帳」が考えられた。その元となるのは、瀬木が前から主張していた「妊婦登録制」という考えである。これは後に GHQ にいわせれば、プライバシーがさらされるということになるのかもしれないが、妊娠中の健康を第一に考えれば、全部登録して妊娠中のケアを受けさせるという目標があったのである。

そこで予算の申請をしたが、最初の会議は流れ、その後昭和 17 年に始めて「妊産婦手帳規定」ができた。従ってこの妊産婦手帳は、昭和 17 年から 22 年の児童福祉法制定までのわずか 4~5 年の間しか流通しなかったのである。しかしその間、米が一日 350g 増配になるという特典があり、体力増強のための栄養補給ということで、この手帳に証明書をつけたことが手帳の普及に寄与した。

さらに瀬木は「妊産婦手帳」に付随して出産申告書を作った。いわゆる出産の届出は民法で決まっていたが、出生時体重とか健康状態などのメデイカルな記録の届け出は無かった。そしてまだ現在の出生証明書の形も無かったので、これで死亡と婚姻と出生といった人生の届けのなかに、非常に

画期的なメデイカルレコードが加わったのである。

その後瀬木は昭和 22 年に初代の母子衛生課長に就任した。東大産婦人科の「同窓月報」の資料によると「昭和 22 年、私が厚生省母子衛生課長のとき、妊産婦手帳のシステムを子どものほうにも extension することを考え、児童福祉法によって「母子手帳」と改名した。当時停電の続く東京の家で、ローソクの光でこの采配をした。焼け残った日比谷の森に上がる太陽をみながら、徹夜の児童福祉法が案文されて、大蔵省での昼夜を通しての予算交渉など徹夜の仕事も体験した。云々」と書かれている。

また「このとき私の提案で出生証明書をつくった」と書かれて、妊産婦手帳には出産申告書という形についていたが、母子手帳のときから出生証明書というシステムに変わってきた。「戦前には分娩の際、医師または助産婦はなにも書類に関係する必要はなかった。死産の届け出制度はアメリカの GHQ の申し入れによって、瀬木が事務担当者として昭和 22 年に作成した。それ以前は埋葬許可を得るために死産証書を出すことが規定されていたが、正規の届け出制度ではなかった。」その後いわゆるボツダム条例でそれが政令化されたのも、瀬木の骨折りだったのであろうと本多は述べている。

さらに昭和 25 年、この「死産の届け出に関する規定」は、日本独立後正規の法律となり、出生・死亡・死産など、人口動態関係の届けのうち、婚姻と離婚を除くこの 3 つの届け出にすべてメデイカルレコードが伴うようになったという記載が、同窓月報のなかにある。

その出生に関して出生証明書を出すわけであるが、母子手帳を作るときに、出生証明書を出したということを母子手帳に「出生届出済証明書」として載せるようにということが、アメリカから指示された（巷野）

「妊産婦手帳」は戦前戦後医学的にはあまり活用していなかった。そこへ児童局ができて瀬木課長になってから、もっと力を入れなければいけないということで、「母子手帳」と新しく名前を変えて生まれた。

その「母子手帳」が瀬木の発言でできることになったときに、局として反論もなく、みんな賛成した。

当時国にはお金がなかったようで、母子手帳をつくるためにどこか民間からお金を集めてやると

いう話が出た。その頃妊婦はおよそ 1 年で 250 万人ぐらいなので、すべてそれで計算をした。手帳を作るには相当の予算が必要となる。でもなかなか予算はとれなかった。そこで当時の母子手帳の裏面に、藤沢薬品・和光堂・塩野義と記録があり、広告を入れようとしたことがある。しかし結論としては入らなかった。（巷野）当時広告がわりに募金をして費用を作ったかもしれないが、結局国が全額出したのだと思う。（橋本）

あの当時なにかということ、いろいろ計算をした。例えば単価が 1 人いくらになるとか、ミルクがないから、牛 1 頭分の乳量から年間何万石とれるから何人分とか計算することが多かった。

母子衛生課と GHQ

戦後児童局母子衛生課が誕生するまでの経過及び歴代の課長は資料 1 の通りである。

当時母子衛生課に助産婦として勤務していた依田保健婦養成所第 1 回卒業生（昭和 18 年度）は、瀬木が晩年勤務した瑞穂短大のメデイカルセンターで仕事を手伝っていた。そして瀬木の没後資料を整理したので、瀬木を最もよく知っている一人である。

瀬木は厚生省を辞める少し前に統計調査部に出てそこで定年を迎え、東北大学公衆衛生学部の教授になる。そこを定年後眼科医の両親が創設され、眼科医の兄が初代の理事長だった瀬木学園の理事長をつがれ、その後瑞穂短大の学長になった。今の瀬木学園の理事長は姪の瀬木和子である。今回の資料についても、現瀬木理事長から了解を得て依田が持参した。

昭和 18 年の「妊産婦保健指針」を村松は全部翻訳した。

瀬木は仕事の中身には医療面が入っているのだから、事務官でもある程度の知識を持たないと困るとよく言われた。その一環として、東大病院の産科の手術室にいきなり連れていかれ、手術を見学させられた。（佐成）いかに事務官に対して、気を使っておられたかである。もう一つ瀬木は母子手帳に補助金が出るようにしたかったが、大蔵省はそういう気がなかった。法律にはのらないし、政令にもなっていない。様式は告示するということで省令となってしまった。しかし地方にそれだけ権限が移されたわけだし、予算はとれなかったけれど新しい時代の先取りであったという。

あの時代母子衛生課には法律事務官がいなかったから、反対があったかどうかはわからない。し

かし事務官は分野も違うし、予算もとれなかった
ので、対抗するなどできなかった。橋本はその狭
間にいて、たいへん苦勞した。それがよかったか
悪かったかの評価はこれからの問題だが、沢山の
「母子手帳」を一度に納入されて県に配るとい
うことはないわけであるから、省令で決められた
ということも、それなりに地方は、それで納得した
わけである。(佐成)

それと当時は非常に資源の乏しいときなので、
紙は割り当てで、その算出基礎で何がいくらかと
いうのを算出して、今の経済企画庁、昔の経済安
定本部に提出して紙の配給を受け、母子手帳を作
った。(松原)

児童局ができたときは3課で、企画課・養護課・
母子衛生課、あとで保育課が加わって4課だった
が、児童局のねらいはあくまでも子どもであった。
殊に問題になったストリートチルドレンや花売り
娘とかシューシャインボーイとか寿産院事件など
があって、そういうところにフォーカスがあたっ
ているなかで、たった一つ医学的な母子衛生課は、
はっきり言うと母子衛生の本体としてはちょっと
異物がついているようなわけである。そのうえ内
容はすごい医療的なものだから、事務の方はあま
り手だしも口出しもできないで苦勞された。その
ため母子衛生課は公衆衛生局にあるべきだとい
う議論もあった。(村松)それにはメリットもデメリ
ットもあり、母子だから児童局という説と、医者
のことだから公衆衛生局という二つの説があった。
そういう意味で事務官は、直接内容的なことには
タッチしていなかったのかもしれない。だからド
クターナイトともめたというのも知っていたが、
中身は瀬木も語らずわからなかった。相当に意見
の食い違いがあって、減点失点になったようであ
る。(佐成)

また瀬木はほかのことはいいけれど、ここだけ
は譲れないとなると、最後まで突っ張られた。あ
の当時GHQの係官に最後まで突っ張れるのは珍
しかった。ナイトという小児科の医者は非常に感
情的な人で、真っ赤になるので危ないなと思って
見ているのだが平気であった。それで結局母子衛
生課長を辞めさせられて統計調査課に行かれたと
聞いた。しかし譲ることもあってよかったのかど
うかわからないが、当時は盾つくとか反論を述べ
ることが難しい状態だったから、その辺の評価は
あったようである。

ドクター・ナイトは例えば東京都立駒込病院に行

って「疫癘」は「カルシウム」の不足が原因と
言われたり、ミルクの消毒についても、オイルキ
ャンメソッドと言ってアメリカのインディアンが
やったように、朝、空き缶の中に入れて煮沸消毒
してそのまま置いておく、今の次亜塩素酸ソーダ
の液に入れておくというような方法を、日本中や
れといわれた。巷野は日赤に連れていかれて、そ
こで消毒はこうするよという指令を出せと言
われた。

助産婦の指導書の日本版を作るときに、アメリ
カには助産婦はあまりないから、取り上げ婆さん
用のメモ書きみたいなものを見本に持って来て、
このように日本でもやれといった調子であった。
その頃村松は随分翻訳させられることが多かった。

「妊産婦手帳」は瀬木が文部省からドイツに留
学したときのハンブルグで、その原型を見たこと
があって、それを手にいれたという。留学先のハ
ンブルグで私的な仕事でそういうことをやって
いるシステムがあって、妊婦自身が自己の健康記
録を持ち歩くのはいいことだから、これを日本に
もと思ったと「同窓月報」に書かれている。

ついで「手帳という親しみやすい表現をとるこ
とになったのは、当時厚生事務官だった伊藤一の
着想による。伊藤は長く愛知県一宮市長をしてお
られた。この制度が長年を経た現在でも続してい
るのは、この「手帳」という名前がつけられた
ことにもよるといふ。これが健康記録表という形
であったならば、戦中または戦後のいつかの時代
にか消え去っていたかもしれない」と瀬木の記録
にある。(本多)

愛育会

当時産婦人科のトップに母性保護協会の久慈直
太郎がいた。小児保健領域には栗山重信(当時東
大小児科教授)、整形外科には高木憲次(当時東大
整形外科教授、その後肢体不自由児施設整肢療護
園長)こういう人達は恐らく瀬木を全面的にバッ
クアップしていたようである。

当時愛育会に小児保健部会と母性保健部会、栄
養部会があって、例会のときに厚生省から課長や
代理が出席した。斎藤文雄を始め、その例会には
大体東京にいる小児科や産婦人科の教授クラス
の人達が集まって、そこで厚生省から意見を求め
られたりしていた。例えばその後の「離乳の基本」
などもそれが母体になって出来た。だからこの母
子手帳を作るときは、随分とそこに意見を求めた
のである。

久慈医師などは母子衛生課にしばしば来られたし、母性保健部会と小児保健部会の先生には随分お世話になったと、瀬木は述べている。

母性保健部会には瀬木は殆どレギュラーに出席された。村松はいつもついていったのでよく知っているが、とにかく偉い髭の生えた先生だらけで、久慈直太郎、安藤劃一、森山豊などまだ若い頃であった。瀬木は丁度その母性保健部会の幹事の先生方の次の弟子に当たる。瀬木がGHQで突っ走ることができたのも、そういう後ろ立てがあったからという感じがある。GHQはこの若い奴が何を反対するのかと、探してみると後ろにドイツ流の面々がいるということになる。

例えば妊娠月数の数え方でも、始めはびっくりした顔をする。日本人というのはみんな10ヵ月で生まれるのかと、それは当たり前だと言うと、冗談ではない、みんなover dueだというのである。要するに一月の長さの数え方が違っている。こっちは1ヵ月が28日、向こうは30日と言っているわけである。(村松)

巷野はおもに小児保健部会に出席した。やはりそこにはバックアップしてくれる大坪佑二、斎藤文雄がいた。当時内藤寿七郎はまだ若い方で、森山豊は瀬木と殆ど同じ。そういう後ろ盾があったので、小児保健部会も母性保健部会も仕事が出来た。

映画「母子手帳」

母子手帳の交付・普及が昭和23年4月に各地で始まってから、これをPRしようという段階になり、「母子手帳」という映画を作った。近藤宏二(第2代母子衛生課長)は当時ラジオドクターで全国的な人気があり、医学知識の普及に力を入れていた。乳業3社がスポンサーとなって(近藤の著書)英(はなぶさ)映画社が作成した。現在は宮下が社長になっているが、初代の社長高橋銀次郎にお世話になった。巷野が窓口になってシナリオを作り、あとは殆どお任せだった。現在まで続いている英映画社が当時のフィルムを復元した。

(シナリオは資料3)

現社長宮下が英映画に入社したのは昭和37年で、この映画のことは知らなかったが、入社したとき、フィルムがメチャメチャになっていたのを、1年がかりで整理した。原版台帳では、残ってたこの映画は、フィルムのもととなるものの第1号であった。当時のフィルムはよく燃えるので、不燃化しようという運動があるけれど、一度にやる

とお金がかかるので、だんだんにやっていて、他のフィルムは処分してしまっていた。

たまたまこの「母子手帳」のフィルムは、上映用のポジフィルムで一本あったので、それをイマジカというところでビデオにしてもらった。かなりフィルムが痛んでいたのも、イマジカの技術でも見苦しい点が結構ある。「母子手帳」を作ってから10年後に会社は英語版の「日本の母子衛生」という映画を担当したが、それと比べても映画「母子手帳」は隔世の感がある。当時の日本は現在の発展途上国並だったということを痛感する。こういうことが記録・整理されていなかったということなので、今のうちに映像とか放送などの素材をまとめておいた方がよいような気がする。(宮下)

映画「母子手帳」の内容は、今の小児科から考えると、随分古典的なものである。「母乳を時間で飲ませる」とかいろいろ出てきている。このシナリオの編集後記を見ると、この小冊子は母子手帳を印刷した錦光堂の好意によってできたものとも書いてある。母子手帳は錦光堂が全部刷ったのであろうか。しかし当時のスタッフはあまり記憶にない。シナリオ版には今流にいうと、コマーシャルがあちこちにでている。シッカロール・明治・森永・和光堂など後ろに広告がのっているが、これについては近藤宏二が活躍したようである。小冊子の発行は昭和23年12月とあり、母子手帳はその年の4月から配布されている。

ナレーターは村岡花子、出演者は三橋達也。当時一流の人達である。そして昔ながらの日本語を使っている。今だったらミルクを「あげる」と言うが、「やる」という言い方をしている。今の日常会話とは隔世の感がある。

映画に出てくる妊娠という字、妊の字が女偏に任で、昔は人偏があった。しかしこの昭和22年の神奈川県妊婦手帳には人偏がない。

今回、厚生省からこういう課題での研究班が出来たことを機会に、埋もれていた当時の映画を探し出すことが出来た。

母子手帳

中村は、インドネシアの人達が日本の母子手帳を見て、こんなにいいものがあれば、ぜひ自分たちの国でも使いたいということで、インドネシアバージョンの母子手帳を作った。それは平成9年(1997年)で、実際にはインドネシア版母子手帳は平成5年(1993年)頃から始めていた。インドネシアの人たちも同じような熱気で、夜遅くまで頑

張ってやっていた。日本の母子手帳ができるまでのいきさつと同じである。昔の「母子手帳」で、手書きのガリ版刷りの粉ミルクの配給手帳がのっているのを見せると、日本はこんなに貧しく、決してお金も沢山あるわけではなかったときに、一生懸命つくったということに途上国の人達は感動したのを見た。このような記録は若い人にも話すべきだと思う。(中村)

そこで事務的のことについて述べると、「母子手帳」ができて昭和 23 年 4 月に配布されてから、各県では早いところもあるし、全く動きの悪いところもあった。その後いろいろの県の出身者に聞くと、23 年に手にしている人もいれば、27 年 28 年になっても母子手帳を見たことがない人もいたという。母子手帳はサンプルみたいにできて、その後のケアがなかったからであろう。たとえば国が出て行って「母子手帳」はどうなっているか、どのように活用されているかというような監査というようなことをやった記憶がない。それは当時の厚生省の怠慢かもしれないが、どうも記憶にない。やはりもう一奮発しなければならなかったかと思う。当時としては非常に重要なことが行われるはずだったのだから。(佐成)

その頃定期健診が始まった。これには保健所が非常に強力に動きだした。保健所という制度は戦前からあって、依田は第 1 回の保健婦養成所の卒業生である。

昭和 23 年頃に、GHQ がモデル保健所を杉並と豊中に作ったとき、杉並の方に母子衛生課の人もいったと思うが、全国の医者を集めてトレーニングして、こういう保健所を全国に作るのだと映画も作っていた。杉並モデル保健所に GHQ の映画というのがあって、村松は当時その係で苦労した。石炭ストーブはあるけれども中身がない、明日全国から人を集めるから、今夜中に必ず石炭を用意しろと GHQ に言われ、一晩中石炭を探してひどい目にあったという。杉並モデル保健所の機構は 4 課 17 係で、所沢が農村型で杉並が都市型だった。そういうモデル保健所があったので、そのようなところから、母子手帳が動き始めたかもしれない。(村松)

その頃 1~2 回日本中の医者を集めて、そこで母子手帳についてどこまで細かく取り上げられたかわからないが、「母子手帳」の話をしていたという。

この「母子手帳」の交付は、地域によっては役

場の場合と保健所の場合と両方あった。だからそういう点での統一がなかなか全国的には出来なかったようである。村松は予算の関係があったのであろうが、「母子手帳」の最初の頃には、その地域の市町村の市会議員とか、議員さんの写真を入れるというような考えもあったような記憶があるという。本多は 30 年頃に実際に入れたのを見たことがあるという。それはすぐに止めになったそうだが残っていたら探したいものである。

今回の座談会のために上京するとき、依田は瀬木の姪から「叔父は亡くなる 2、3 年前に、私としては母子手帳を作ったのは、あくまでも個人の母子の成長というものに重点をおいての手帳ということで作った。それなのに最近では手帳の内容が、厚生省のほうで統計をとるためとか、何か研究するための資料にするとかいうものになってきたような気がする。それは非常に残念なことだと言っていたので、もしお話しが出たらそのことをお伝え頂きたい」と言われてきた。瀬木は今年平成 12 年で 17 回忌になるから、その 2、3 年前だと今から 20 年前のことで、「母子手帳」から「母子健康手帳」に変わったあたりのことを言っているのだと思ったと依田は言っている。

それは統計をとったりして、国全体の公衆衛生や母子保健の向上に利用しているということであろうが、瀬木にしてみれば、自分のねらいとちょっと違うということである。そういう統計の方に重点がおかれて、自分が考えた本来の目的が薄れてきているということのようである。当時の「妊産婦手帳」は、瑞穂短大のメデイカルセンターにあり保存状態もよい。

資料 1 は昭和 22 年 3 月の妊産婦手帳で、ポロポロだが書きこんであって実際に使ったもの。配給の記録が入っている。特配はお米と砂糖、さらしなど衣類。妊娠していなくても欲しいものであった。

昭和 22 年というのは丁度終戦になって翌々年であるから、実際にはその頃「妊産婦手帳」は殆どなかった。しかし神奈川県や名古屋市で残っていた。そして児童福祉法ができるまでの「妊産婦手帳」というのは、実際にあまり活用されていなかった。昭和 23 年に児童福祉法が制定され「母子手帳」ができた。それまでの「妊産婦手帳」は各県で、配給では随分利用されていた。配給で必要なので各県で作られていたのである。戦争中のものが地方に残っていたものもある。

その「妊産婦手帳」当時の妊婦届け出数というのがある。昭和17年2,056,000、18年2,576,000、19年1,946,000、20年は1,632,000となっていて、これだけ手帳が発行されていたことになる。

「母子手帳」もいまや世界的になった。現在は七種類もあり、タガログ語もある。

瀬木は一時死産届を手がけておられて、フェルプスという人を相手にして、曾田と仲良く仕事をしていた。フェルプスという人は面白い人で、朝8時半から夜の8時までいるので有名であった。そのフェルプスが人口動態の届け出の係で、戦前の日本は出生・死亡を全部法務省関係の戸籍係でやっていた。それがGHQにフェルプスが来てから、どうせ届けが出るのなら、従来の戸籍系統と、もう一つ死産を加えて保健所を経由すれば、子どもの出生・死亡・死産がつかまえられる。そこで死産届を作るということで、村松はフェルプスと内容を翻訳しながら話しあった。だから戸籍には出生・死亡・婚姻・離婚は記録されるが、死産だけは戸籍にのらず、保健所を経て厚生省にまであがっていくわけである。また出生・死亡届用紙の下に出生証明書と死亡診断書の記入欄がついた。それ以前はつかなかった。上の部分が戸籍系統で、下の部分は公衆衛生系統、それを一緒にしたわけである。これらはフェルプスと瀬木と曾田達の合作である。はじめ法務省は非常に反対していたが、厚生省がGHQの力を借りて、どさくさにまぎれて権限をもっていったということになる。

瀬木は宮城県の出身で、当時宮城県のガンの登録制度 Registration は日本で最高だった。もう一つ瀬木が得意だったのは、6つの都道府県の衛生部に母子衛生係ができたことである。東京・神奈川・京都・大阪・福岡ともう一つ。地方の県レベルに母子衛生課に匹敵する母子衛生係が生まれた。しかし残念ながら間もなく消滅した。

なお瀬木自身が昭和50年に「手帳保健制」と題して、5回にわたって題名「母子衛生の胎生期」を「産婦人科の世界」に連載された記事の項目と要点を付記しておく。

第1回 産婦人科の世界 Vol. 29 519~521

*大臣企画の研究会(瀬木は「妊娠届出で制による流早死産防止効果」について報告)

*始末書の一件(後年GHQが厚生省の衛生関係所管の局課長・地方庁衛生部長は医師であるべしとの覚書を発す)

第2回 産婦人科の世界 Vol. 29 661~663

*伊藤一事務官のこと(厚生事務官、終戦後静岡県経済部長、次いで愛知県一宮市長。「母子手帳」の手帳という表現を着想した。)

*ハンブルグでみた制度(医師側による妊娠または妊婦届け出で制、助産婦会による妊婦登録制、瀬木がハンブルグで見えた妊婦医学記録携行システム、これらの少しづつ内容の違う三つがとけあって、妊産婦手帳の制度と形式がつくられてきた)

*配給制度の援軍(昭和16年12月開戦以後、食料の妊婦増配に対して「妊娠証明」の施行が必要になり、本来の医学的意義より配給欄が役立つようになった。)

第3回 産婦人科の世界 Vol. 29 785~786、

*手帳予算戦後に継続(昭和21年度予算交渉の際、アメリカの介入はまだ微力。母子関係では手帳、乳幼児体力手帳、愛育会の3本を出したが、大人が生きるのに精一杯で弱者にはかまっておられない。妊産婦手帳はもともと産めよ増やせよの政策と密着して発生したので弱みがある。しかし配給欄が必要ということが重要な論拠となり、手帳予算は継続となる。22年の予算では母子児童の問題は、アメリカ側の方の動きから重要な取り扱いを受ける方向に変わって来て、児童福祉法・児童局誕生の機運が発生した。)

*占領軍との出会い(昭和20年9月アメリカ側と厚生省側との初めての出会いに瀬木が出席、サムス大佐 後に准将と会う。その後サムス大佐より、妊婦が毎日水1リットル飲むように指示されたが、瀬木らはこれを拒否した。)

第4回 産婦人科の世界 Vol. 129 899~901

*死産届とポッター宣言(ポッター省令の形で昭和21年9月30日厚生省令42号で死産届が公布)

*出生証明書を提案(アメリカに出生証明書の有ることを知り、出生届けに出生証明書 メディカルレコード を添付することになる。しかしその後法務省との共同告示に際し“出生時の母と子の健康”欄が削除されるが、出生時の体重は残り、これが未熟児・平均体重・体重分布などの問題に貴重なデータとなる)

*ヘルプス氏への追想(昭和20年11月公衆衛生局に調査課ができ、やがて昭和23年8月に統計調査部に発展する。)

最終回 産婦人科の世界 Vol. 129 995~996

*女性代議士の活動(母子衛生課が発発するとき、GHQより女性スタッフを課に迎えるようにとの

勸奨があり、福田昌子・金子光に懇請したが、承諾されなかった。両氏は後に社会党代議士として活躍。助産婦伊藤隆子・若林雪子が着任した。

*たどり着いた母子衛生行政（昭和13年1月11日厚生省設置。体力・衛生・予防・社会・労働の5局があり、このうちの体力局は、やがて産めよ増やせよの方針で人口局となり、この人口局母子課が、内務省時代からの母子保護施策を行う一方積極的な母子衛生の一步を踏み出す。終戦直前の昭和20年5月に母子課 課長安田巖 が廃止され、母子衛生の仕事は一時健民課 課長三木行治に編入されたが、さらに昭和21年5月に「日本政府の保健及び厚生行政機構改正に関する件」のGHQの覚書により設けられた公衆保健局 局長三木行治 のうちの栄養課 課長有本邦太郎に席を置くことになる。

*七府県に母子衛生課（昭和22年の初冬に児童福祉法の案文が完成。同年12月12日法律164号として公布。これにより妊産婦手帳を出生児に延用することとなり、その名を母子手帳と改めた。条文の作成には、企画課長松崎芳信 後に日経連専務理事 の努力が特記される。七府県に母子衛生課を設ける人件補助費が通過し、母子衛生課がおかれる時代もあったが、その後機構変更で、東京都以外は姿を消した。

瀬木三雄：母子健康手帳 30年のその歴史をかえりみて、産婦人科の世界、24巻6号 685～687（昭和47年6月）

瀬木三雄：日本における「母子衛生」の発展（1）産婦人科の世界、9巻1号 195～207（昭和31、1、）

瀬木三雄：同上（2）9巻4号 418～424（昭和31、4）

瀬木三雄：私の厚生省母子衛生課長時代（昭和22～23年）：母子衛生行政初期頃の話 母子保健No.224 母子衛生研究会（昭和52年12月）

近藤宏二 同上（昭和23年～24）母子手帳と肢体不自由児施設 同上 No225 同上

厚生省児童局母子衛生課編：日本の母子健康手帳 保健同人社（平成3年12月）

その他参考とした資料

本多 洋：母子健康手帳の変遷とその時代的意義について 助産婦 39巻3号 5～12 1985

依田和枝：瀬木先生と妊産婦手帳 平成6年5月20日講演（瑞穂高等学校）

大林道子：助産婦職能の変遷を探る 瀬木三雄

氏と母子衛生 助産婦雑誌 Vol.40 No.6 514～525（1986,6）

大林道子：国民優性法成立に瀬木氏は関係せず 同上 Vol.40 No.7 619～625（1986,7）

大林道子：瀬木氏と妊産婦手帳 同上、Vol.40 No.8 715～721（1986,8）

大林道子：ドイツでの体験を妊産婦行政にいかした瀬木氏 同上 Vol.40 No.9 812～818

大林道子：GHQによる瀬木氏の母子衛生課長解任 同上 Vol.40 No.10 922～929（1986,10）

D 考察

母子健康手帳という小冊子が世界で注目されるようになったのは、わが国の母子衛生行政の輝かしい業績である。世界各国で夫々の言葉に翻訳されて、この手帳の果たす役割は年と共に広がってきている。このようなことに気づいたとき、「母子健康手帳」の前身である「母子手帳」がどのようにして日本に誕生したのかを知ることは、母子衛生の原点を探ることであり、今後の母子衛生のあり方を再構築するために、基本的な問題である。

本研究班は各方向から母子手帳をめぐる諸問題を研究することであるが、本分担研究は母子手帳の創世記を探ることであり、関係文書やまた当時の人達の言葉から研究を進め、概要を整理することが出来た。その結果、戦中戦後という大変な生活環境の中で、この母子手帳がどのようにして誕生し、母子保健と福祉の基盤を構築したかの一端を知ることが出来た。その結果を整理すると、一つの流れがあるので、その線にそって考察する。

母子衛生課の誕生

戦争中の「産めよ増やせよ」など当時の国の考え方や物資の配給など、具体的な目標で「妊産婦手帳」が発足している。これが戦後の「母子手帳」に連動するのであって、終戦後の厚生省に母子衛生課が設置されたことの意味は大きい。本来なら母子の保健、健康、病気の予防というような立場からすれば、一国の行政機構から保健関係の部署に設置される場所であるが、これが児童局に配置されたのである。母子衛生という保健は、福祉行政と協調がなければ実行することは難しい。それは人の一生の中で、母子ほど生活と密着している時はないからである。もし母子衛生課で医学の面だけから取り上げられて、そのような部局に設置されたとするならば、児童そのものは他の部局

では、福祉という一面だけになるから、全体像の把握は難しくなっていたであろう。そして母子衛生は医療のなかに埋没して、存在感がうすれてきたであろう。

児童局の中に、母子衛生課という医療職を中心としたスタッフの集団が存在したことが、そして今日までその形を保ってきていることの意義は大きい。

瀬木三雄課長の就任

戦時中の妊産婦の保健衛生に尽力された産婦人科医瀬木三雄は、多大な困難な中で母子衛生の基礎を作ってきた。戦後母子衛生課誕生と同時に、母子衛生課長として就任し、ここで長い間構想にあった母子衛生行政への情熱が、遺憾なく発揮されたのである。当時は些細なことでもGHQの指示によらなければならなかったのであるが、瀬木はしばしば相手を説得し、勇気をもって自説を遂行したりしながら、戦時中の妊産婦手帳を核として、これを「母子手帳」へと結実していったのである。うちにあっては事務官が多い行政の中で、技官の意見はなかなか浸透しないところがあったが、瀬木は母子の現状と未来像を、学術的な基礎にたった情熱で説得し、軌道にのせていかれたことが、瀬木の著書や同時代を過ごした人達の口から伺えた。

児童福祉法という法律のなかで、母子の保健が輝かしく展開してきたことの原点は、瀬木の母子衛生課長就任ということで道が作られてきたと思われる。

「母子手帳」の意味するもの

「母子手帳」は妊娠届や死産証明書、或いは母子に必要な物資の配給など、行政面での有益な項目があったが、健康な妊娠、出産、そして子育てということを母親から見たとき、これほど明解で母子の過去現在未来において勇気づけるものはない。

「手帳」という親しみやすい名前も、今から考えると国民の身近な存在とするのに貢献した。官民の格差の大きかった時代に、このようなネーミングが実行されたということだけでも、当時の母子関係の人達の勇気と実行に感謝したい。

そして妊娠中の経過が記載され、また出生後はわが子の発育経過が数値と図表で記録されるということは、妊娠と育児という経過のなかで、自信と勇気を与えるのである。

体重表に示されるわが子の体重や身長のカーク

は、今の育児を考える上で一目でわかる健康の指標である。

戦後の物のなかつた時代、そして片隅の存在であった妊婦と親子に、生きる勇気を与えた「母子手帳」が、現在発展途上国で受け入れられているということは、母子手帳の出発を見届けている今回の座談会出席者にも、新たな感激をもたらした。一方乳児死亡率が世界最低となったわが国では、この「母子手帳」が健やかな心とからだの成長に向けて、再出発しようとしていることは、時代の移り変わりとともに、母子手帳の意味が益々大きくなっていくようである。この研究班から生まれる知恵が結実し、発展していくことを期待したい。

E 結論

戦後の混乱期に厚生省が再編成され、妊産婦・乳幼児の福祉を再優先するなかで母子衛生が取り上げられ、諸制度のなかで「母子手帳」が育児や健康の道しるべとなった。戦後の妊娠出産育児が軽視されやすいときに、具体的に提示された「母子手帳」の現物は、人々に自信と勇気を与えたのである。戦時中は生活に欠くことの出来ない物資の配給のための手帳ということで目が向けられたが、結果的にはそれがお母さんの心のよりどころとなり、母子保健の基盤をかためてきたといっても、過言ではないであろう。現在は育児情報は巷に氾濫し過ぎているほどであるが、当時は「母子手帳」によって何らかの形で行政機関と連動していたから、これが母親達の自信となり、心のよりどころになったであろう。

ややもすれば子育ての現実には視界から見失われがちであるが、この小さな「母子手帳」を通じて、人々と共感していたことを、多くの人たちは回想している。

「母子手帳」がなぜ作られたのか、どのようにして作られたのかということについて、当時の文献や先輩の言葉、更に「母子手帳」の作成に直接携わった元母子衛生課の職員が一堂に会して、昔の雰囲気の中で、記憶の中から探し求めた言葉は貴重であり、これを後世に残すことが、私達の責務であるという言葉を書き記しておきたい。

「母子手帳」がつくられてから半世紀、現在の「母子健康手帳」を目の前にして、当時の職員の多くが健在であったことは、本研究をまとめるに当たって幸いであった。ご協力を感謝したい。

(敬称略)

厚生省・母子保健課の推移

歴代母子健康課長（数字は局長事務取り扱い）

昭和13年1月11日	衛生局			母子衛生課長		
昭和18年11月1日			健民局	1 瀬木三雄	昭和 22・3・19～	昭和 23・3・10
#####				2 小島徳雄	23・3・10～	23・3・27
昭和21年2月7日				3 近藤宏二	23・3・27～	24・12・22
平成12年2月8日				4 田波幸男	24・12・22～	29・5・31
#####				5 高部益男	29・5・31～	30・8・23
昭和21年2月7日				6 若松栄一	30・8・23～	33・7・10
平成12年2月8日				7 松雄正雄	33・7・10～	36・10・18
#####				8 小西 宏	36・10・18～	37・12・1
昭和21年2月7日				9 滝沢 正	37・12・1～	40・6・1
平成12年2月8日				10 萩原武夫	40・6・1～	44・4・16
#####				11 浅野一雄	44・4・16～	46・7・16
昭和21年11月5日	保健課			12 島田 晋	46・7・16～	48・11・21
#####				13 本田 正	48・11・21～	50・7・8
昭和22年3月19日	公衆保健局			14 北川定謙	50・7・8～	52・6・21
#####				15 佐々木輝幸	52・6・21～	53・7・27
昭和23年7月14日		児童局	母子衛生課	16 福渡 靖	53・7・27～	56・7・10
#####				金田一郎	56・7・10～	56・7・15
昭和39年10月2日				18 谷 修一	56・7・15～	57・8・27
#####				19 尾崎 明	57・8・27～	58・8・1
昭和39年10月2日				20 小林秀資	58・8・1～	60・4・1
#####				21 近藤健文	60・4・1～	63・6・7
昭和39年10月2日				22 高橋 透	63・6・7～	平成 元・9・11
#####				23 高原亮治	平成 元・9・11～	3・7・9
昭和39年10月2日				24 田中慶司	3・7・9～	5・7・16
#####				母子健康課長（平成6・7・1より）		
平成6年7月1日		児童家庭局	母子保健課	25 三薮文雄	平成 5・7・16～	平成 6・7・12
#####				26 土居 眞	6・7・12～	7・6・30
平成6年7月1日				27 松谷有希雄	7・6・30～	8・7・2
#####				28 北井暁子	8・7・2～	9・7・1
平成6年7月1日				29 小田清一	9・7・1～	12・8・3
#####				30 藤崎清道	12・8・3～	

出産申告書

新産児		氏名	(男子) (厚双胎)	
本籍	出生年月日	昭和年月日	午前午後	分
出生地	×自然産(自然分娩開始)・人工	×在胎月数	×分産直後ニ於ケル	×死
×分産介助者住所氏名	×川産時	×胎死	×死	×死
新産児ノ保護者	氏名	×所産ノ場	×自宅産院外ノ他	
居住地		職業		
分産介助者	助産師	居住地	氏名	
右川産申告致シマス	昭和年月日	地方長官	取	

切取線

必要記事

年月日	必要記事	責任者
昭和二十一年七月拾八日	出産届書	横須賀
昭和二十一年七月拾八日	海産届書	横須賀
昭和二十一年七月拾八日

手記
三月八日...
...

出産申告書ニツイテ

一、出産シタトキハ出生ノ場合デモ、流産又ハ死産ノ場合デモ此ノ感面ノ申告書ヲ切り取フテ、所定ノ事項ヲ印シテ出産後十四日以内ニ届ケテ下サイ。出生ノ場合ニハ精力手帳ガ渡サレマス。

二、×印ノ箇所ハ出産ヲ介助シテ産婦又ハ助産師ニ必要事項ヲ書き、不用ノ文字ヲ消シテモラフテ下サイ。産婦又ハ助産師ガ介助シナカフタトキハ、申告者ニ於テワカルダケ印キコソ下サイ。

三、新産児欄ニハ出生ノ場合ハ全部印シテ下サイ。流産又ハ死産ノ場合ハ氏名欄ニ「死胎」出生後四日以内ニ死亡シタトキハ「死亡」ト印キ本欄ハ必ず印シテ下サイ。其ノ他ハ出生ノ場合合同欄全部印シテ下サイ。

四、新産児ノ保護者欄ニハ出生ノ場合ノ母イテ下サイ。保護者トハ親類ヲ行フ者親類ヲ行フ者ガナイトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ノコトデス。

五、双胎児(フタゴ)以上ノ場合ハ各児毎ニ一枚ツツ申告書ヲ出シテ下サイ。申告書不足ノ分ハ此ノ申告書ニナラフテ別ニ作ツテ下サイ。

六、川産後川産申告書ヲ同ニ届ケテ死亡シタトキハ、其ノ旨及死亡原因ヲ申告書ニ印シテ家長ノ方カラ印シテ下サイ。

七、出生ノ場合ハ此ノ出産申告書ノホカニ、戸籍法ニ依リ出生届ヲ出シテ下サイ。尚妊娠四ヶ月以降ノ死産ノ場合ニハ産婦又ハ助産師ノ死産届印ガイリマス。

分娩記事欄

分娩日時	昭和二十一年七月十四日午前九時三十分
在胎月数	10ヶ月(自然産(自然分娩開始)人工中絶)
男女別	男、女不明
體重	...
分娩直後ノ見、生、死	生、死
分娩異常	無、有、原因
流産死産原因	...
田舎産、血	小量、中量、大量
産科手帳	無、有、番号
特別ナル見所見	...
分産介助者氏名	助産師

母子手帳について

- お母さんと、赤ちゃんが大きくなって学校へ行くまでの間に医師、助産婦又は保健婦について診察、検査、予防接種、保健指導等を受けたときはその都度この手帳に書き入れてもらってください。
- 妊産婦、乳幼児に対する特別の配給を受けるときは、この手帳が必要です。
3. この手帳は今後の妊娠、出産、育児等の参考になりますから流死産の場合でも大切に保存しておいて医師、助産婦に見せるようにして下さい。
- 双生児（ふたご）以上の場合は市区役所、町村役場に申し出て別に母子手帳を交付してもらってください。
5. 妊娠でないことがわかったときは、この手帳はお返しください。
6. 万一やむを得ない事情で破れたり、失つたり、余白がなくなつたときは、市区役所、町村役場に申し出てください。
7. この手帳は他人に貸したり、ゆづつたりしてはいけません。
- その他母子手帳についてわからないことは市区役所、町村役場にてお聞き下さい。



№

母子手帳

昭和 年 月 日 交付
昭和 年 月 日 出産

母の氏名
子の氏名

保健書記名



出生届出済証明

子の氏名	男・女
出生の場所	番地
出生の年月日	年 月 日
上記の者については 年 月 日 出生の届け出があつたことを証明する 年 月 日 市区町村長 印	

赤ちゃんが生まれたときは、戸籍法による出生届を、出生地の市区役所、町村役場に届け出て上欄に出生届出済証明の記載をうけて下さい。

市 長 永 食 糧

大 田 出

妊婦の記事

妊婦の氏名	年 月 日生	変更届受理 年 月 日	責任者 印
居住地		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
世帯主の氏名		年 月 日	
出産予定日	年 月 日	年 月 日	
いままでの出産の回数	有 回(現在生存している子供の数)	名	無
いままでの流産・死産の有無	流産(3箇月まで) 有 早産(死産を除く) 死産(4箇月から)	回	無



— 映画。母子衛生読本 —

母子手帳

— 妊娠と乳児篇 —
(全2巻)

指導 厚 生 省
企画 母子愛育會
製作 英洋行教育映画部



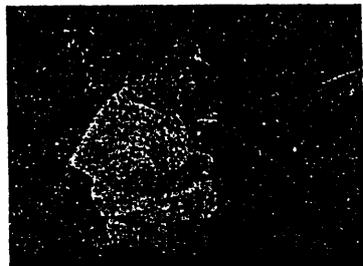
映畫製作に贊助を與へし商社

ミルク
これぞ下痢知らず
赤ちゃんと
森永
滋養
サトウ
赤ちゃんと
これぞ下痢知らず

虚弱兒に
ビタミンA・D・B₂と肝臟實質の綜合効果
甘いのみよい薬
エーデー
小児科
英洋行教育映画部

和光堂の育兒必需品
大印 滋養糖
ミックロール
マルツエキス
ビオスメール
カラクハサン
アトロソソ

寄贈 株式会社 錦光堂



監修
醫學博士 中鉢不二郎
醫學博士 齊藤文雄
醫學博士 廣瀬典
醫學博士 内藤壽七郎
醫學博士 森山豊
醫學博士 近藤宏二

構成 巷野悟郎
演出 西尾佳雄
撮影 富澤恒夫
解説 村岡花子

映画「母子手帳」に就て

児童福祉法第二十條による妊娠届によつて、都道府縣知事は「母子手帳」を交付いたします。更に第二十一條により、妊娠婦又は乳幼児が保健指導をうけた時には、この「母子手帳」に記入することになります。

小兒を世の中の荒波から、まもつて、明るく、健康に、育てゆくことは、私達の義務であります。それには、社會的な保護を加へることは勿論、保健指導に立脚した、身體的な保護は殊に重要であります。それでは、児童福祉法にもうたわれている保健指導とは、どう云うことでしょうか。そして「母子手帳」はどのように活用してゆくのでしょうか。厚生省ではすでに妊娠婦、乳幼児の保健指導要領を配布いたしました。更にこれの徹底をはかり、けいもうする意味に於て「母子手帳」を中心とした映畫製作について指導いたしました。

この映畫がいくらかでも、みなさんのお役に立てば、望外の儲けであります。

厚生省兒童局母子衛生課

昭和二十三年十二月

或る新婚家庭を、カメラでのぞいて見ました。甘いさゝやきのあとで、夫婦の話は次の様に録音されました。

妻「今日も無いのよ」

夫「赤ちやんかな、診て貰わなくちや」

妻「でもわたしなんだか……」

夫「……何がほかしいことなもんか、妊娠中の攝生や保健衛生は、とつても大切なんだつて、早くお医者さんか助産婦さんに診て貰わなくちや……」

夫「今日診て貰いなさいね」

妻「えっ」

で早速妻は助産婦さんに診て貰ひました。

「お日出度うございます。四ヶ月の初め頃と思はれます。」

さあ妊娠證明書—これを役場へ出して母子手帳を買つて下さい。」

健康な赤ちやんを生むには、妊娠中の養生が一ばん大切ですよ。

此の母子手帳は、妊娠、育児を通じて、赤ちやんが大きくなり小學校へ行くまでの、お母さんと赤ちやんの健康手帳です。

此の手帳を中心に、保健指導を受けたり、病気を治したり、いろいろなものの配給を受けたりします。

さあ元気で、母性第一課をひもといひて参りましょう。

妊娠の初期四、五ヶ月頃—醫師の健康診断

を受けて下さい。

自分では何も気がつかなくても、病氣をもつて

いることがあり

ます。

殊に梅毒は、流産や早産の原因になり

ますし、又生れても弱く、丈夫

に育つことが出来ません、しかし、早い頃に完全に治療しておけば大丈夫です。



血液検査は、保健所やお医者さんのところでやつて貰えます。

又日本で、非常に多い結核に対する注意をおこたつてはいけません、自覚症状が無くても、以前結核をやつたことのある人や、ツベルクシン反應が陽性に轉化したばかりの人は

妊娠によつて病狀が悪化したたり、發病をすることがありますから、精密な検査をして貰ひませう。

これらの検査の結果は「母子手帳」に書き入れて貰ひます。

妊娠の初期は、これからのあなたと赤ちやんの健康を左右する大切な時期です。

攝生が大切で、激しい運動をしたりすると赤ちやんの胎盤がはがれて流産することがあ

ります。氣分をゆつたりともち、ぐつすり眠る様に心掛けましょう。

妊娠の月かづが進むにつれて、毎月一回、助産婦さんに診て貰ひ、異狀が無いかどうかいろいろな指導を受けましょう。

助産婦さんは、全身及び局部を診て、體重、腹圍、子宮の高さなどを測定します。

更に尿の中の蛋白の検査、血壓の測定。

あしのむくみなどを検査して、妊娠中毒症の早期發見につとめます。

異狀のあつた時には、すぐにお医者さんに連絡をとります。

「おなかの赤ちやんは順調に育つています。

これからは一層大切な時期ですから、殊に赤ちやんの骨や肉になるもの、小魚とか肉類、ビタミンA、D、それから新鮮な野菜や果物を食へる様にして下さい。」

分娩の豫定日が近づきました。この頃もう一度お医者さんに診て貰ひましょう。

そして、安心して分娩出来るように、又この頃は、重い物を持つたり、高い所のものを取つたり、きつい事はさけて、軽い仕事はいつもの様にします。

赤ちやんが吸いやすい様にチクビを上手によくもんで、形をなほすことも致しましょう。

分娩のための準備は出来ましたが、必ずしも新しいものでなくても出来るだけ家にあるもので間に合せて作りましょう。

分娩はおそろしいものではありません。いろいろな迷信なんかまじごわされることなく

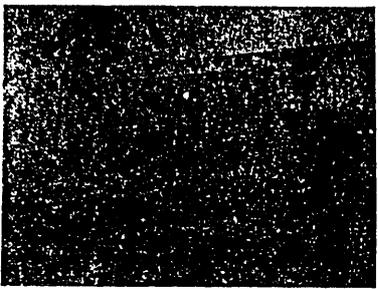
生れ出る赤ちやんに、新しい希望

を持ち、

體を清潔にし、ゆつたりした氣分

で待ちましよう。

そして—お誕生の日が来ました。夫のまごつきつたらおかしいくらい—初産ではあ



りましたが、分娩は素外樂で母子共に健在でした。

「まあ大きな元氣な赤ちやん。」

新しい生命が、元氣に誕生致しました。赤ちやんの大きな泣き聲は、新しい生命の象徴です。

赤ちやんが産れたら體についている「胎脂」を落すために、オリーブ油か、その他の植物油の油で、赤ちやんの體をよくよみます。目はきれいなガーゼで、耳と鼻は消毒しためんぼうに油をつけてよみます。それからうぶ湯をつかわせましよう。

お湯をつかはせる時は、よく自分の手も洗つておきます。

お湯がげんは、よくかきまわしてから、ひ

じを入れて見て熱くない様に――。

赤ちゃんが持がよさそうです。

赤ちゃんはお湯が大好きです。

うお湯がすみましたら、二パーセントの硝酸銀を点眼します。

おへその切り口から出血がないか、よくしらべて見て下さい。

おへそから微菌が入ると、赤ちゃんの生命を失うようなことがありますから、おへその手當は、充分注意して、清潔に致しましょう。

出生届けがすみました。

母子手帳は、幸子ちゃんの幸せと健康を見守つて行くでしょう。

簡便で、衛生的な柳行李が、幸子ちゃんの寢臺です。

よう、さあおっぱいの時間です。
たんとお上りなさい。



必要な養分が、すべてよくまわっていますし、病氣に對する免疫物質の様なものも含まれて

赤ちゃんは、出来るだけお湯に入れて上げて下さい。お湯から上つたら皮膚を守るために打粉をよります。

くび、わきの下、またの間など、たゞれが出来易いから注意して下さい。

出来るだけ赤ちゃんは、うす着にして下さい。

厚着は風邪のもとです。
おや泣いていますね、おっぱいにはまだ早い。

お湯でものませて下さい。(第一巻終り)

(二)

赤ちゃんは、泣くのが商賣だなんて言わないで氣をつけて下さい。

おむつがぬれました。とりかえて上げまし

います。

出ないからといってすぐやめたりせず、マツナージをしたり、お医者さんに診て貰つて

出来るだけ母乳で育てる様にしましょう。

母乳の出ることは、赤ちゃんにとつて、これ以上の幸せはありません。

しかし、お乳が出るからと言って、やたらにのませることは禁物です。

三ヶ月までは、三時間おきに一日六回、片方づゝのませる様にしましょう。

不足の時は左右交互にいたします。

夜中はなるべくやらないように――。

三ヶ月以後は、四時間おきに一日五回やり

ます。

よいお乳をたっぷり出すには、こんぶ、め

さし、肉、たまご、ほうれん草などを、赤ちゃんのと二人前食べて下さい。

おべんとうの時でも、赤ちゃんの爲に、充分養分を考えて下さい。

そうして、夜はぐつすり眠りましょう。

しかし、どうしてもお乳の出ない場合は、近所の健康なお母さんからお乳を貰いませう

―― 賈い乳の出来ない時は、代用品で育てなければなりません。

牛乳は配達を受けたらすぐに冷蔵庫へ、冷蔵庫のない場合は、腐敗をよせぐために水の中に入れて、上からぬれた布をかけて置きま

す。粉乳や煉乳を使う場合は、使用表に依つて、必要な量だけを、その都度作つて下さい。

ビタミン類の添加は、赤ちゃんの發育にと

つて重要なことですから注意して下さい。

二ヶ月迄は、二分の一乳で砂糖は一さじ半

二ヶ月からは三分の二乳で砂糖はやはり一さじ半、母乳と同じく、規則正しく時間をきめて與えます。

生れて一ヶ月頃までは、最も注意をしなければならぬ大切な時期で、乳兒死亡も此の頃が一番多いのです。でそんなことのないように、是非お医者さんに保健指導をうけま

しなさい。又、赤ちゃんがむづかたり、熱が出たり泣き過ぎる様な場合、便の色のひどく悪かつたりした時など、一人きめをしなさい、醫師や保健婦に相談して正しい保育を行はなければなりません。

ことに早産兒、人工養育兒などの場合には

しばしば保健指導をうける様に、もし家庭に傳染病患者などのあつた場合は、赤ちゃんに感染させ

ない爲に乳兒院を利用した

いもので

す。

毎月一回は、赤

ちゃんの體重を測定して發

育に異状が無いかどうかを観察し、生れてからの日數と、それから體重に應じた養分を、



考えなければなりません。

四ヶ月になると、體重も生れた時の二倍になります。

赤ちゃんの健康は、便でも見分けがつか

ず。便をいつもよく見ましょう。そして下痢

ぎみの便の時は洗滌糖を、便秘の時はマルツ

エキスを與えて下さい。

又、風邪を赤ちゃんにうつさないように、

氣をつけましょう。

赤ちゃんを、傳染病から守る爲の予防接種

法による種痘は、生後二ヶ月から十二ヶ月迄

の間に――。

ジフテリアは六ヶ月から十二ヶ月の間に――

結核の予防接種は六ヶ月以内に――

百日咳は三ヶ月から六ヶ月の間に――

受けたらその都度、母子手帳に記入して貰います。

赤ちゃん、さわやかな空気とお日様が何より大好きです。

五ヶ月から六ヶ月と段々赤ちゃんは可愛く育つて、いつも家庭の明るい中心となって来ます。

六ヶ月頃から便器にかけると、赤ちゃんは喜んでやり、おむつをよごさぬようになりま

す。
下痢や消化不良の時には、醫師に相談してそれぞれ治療用の栄養剤を與えて下さい。
七ヶ月頃から歯がはえはじめます。
此の頃から、母乳や牛乳だけでは栄養が不足します。



除々に離乳を完了します。

いつまでも離乳をしないでいると、栄養失調症を起すことがあります。

お医者さんの指導で、正しい離乳をはじめましょう。

此の時期の危険

信、消化不良にでもなつて、赤ちゃんに、もしもことがあつたら、それこそとりかえ

鐵分、カルシウム、蛋白質、脂肪などを澤山必要として来るのです。で母乳や牛乳を除々にやめて、栄養に富んだものを與えてゆきます。

七ヶ月では野菜の裏越し、つぶしかゆ、野菜スープと言つたものを、お米のかゆの代りに穀粉、パン、うどんなどを代用しても結構です。

午前中に一日一回。
八ヶ月では一日二回。

九ヶ月になると、お豆腐とか魚のすりつぶしたもの、そして量がふえて来ます。

十ヶ月では、調理法が大人に近づいて全かゆになり、野菜はつぶした程度にします。そうして十一ヶ月十二月月え、

しがつきません。

可愛い、からとか、食べるからとか言つてでたためにやらないで下さい。

消化のよいものを、規則正しくやります。正しい離乳で、元氣一ぱいの赤ちゃんは、もうじつとしていられないという風に、はえ廻りつかまつて立ち、やたらに物を口に運んだりします。

そうしてよちよち歩き初める頃、さあちよつとも目を離されません、何をするか判りません、あふないものに氣をつけて下さい。

可愛い、赤ちゃんは、お日様のやさしい光と、すがすがしい大氣の中で、心も體も健康に、すくすくと育つて行きます。思えば、赤ちゃんを育てる苦勞は並大抵で

映畫製作に賛助を與へし商社



映畫の御相談は

- 映畫の製作と販賣
- 出張映寫と映畫配給
- その他映畫に関する業務一切

遠近にかゝらず
どんな御相談でも
是非當映畫部を御利用下さい！

英洋行教育映畫部へ
東京都中央区横町一ノ五
電話京橋56(四六九〇)

非賣品

發行所 東京都港区麻布區町一ノ五 財團 母子愛育會
發行所 松山照夫
發行所 東京都台東區淺草北青島町七七 株式會社 錦光堂
印刷所 尼本喜久雄

昭和二十三年十二月三十日印刷
昭和二十三年十二月三十日發行

はありません。

しかし、どんなつらい苦勞も、こよない愛情が、あ



赤ちゃんは、みんなの愛情を心から待ち望んでいます。

た、かくやわらかにはぐし
てくれる
でありま
しよう。
あの子
もこの子
もみんな
の子供。

よく賜れた日——
何處までもつづいた並木の道を、子を抱いて往く若夫婦を送つて、此の撮影を——母子手帳の前篇を終ることにしました。

編集後記

此の小冊子は「母子手帳印刷所」錦光堂の好意に依つて出来たもので、映畫との関連に於てもまたこれだけでも、意義のある冊子で、廣く御愛読、活用願ひます。

全國の印刷所
母子手帳・印刷所
兼 乗用品・諸製本
活版・美術印刷・紙製品製造
教育ノート
東京都台東區浅草北青島町七七
綜合印刷株式會社 錦光堂
電話京橋56(四六九〇)
代表者 伴野賢次郎

映画「母子手帳」に就て

お母さんと、赤ちゃんのための、児童福祉法と云う法律が生れて、子どもが、心もからだも、すくすくと成長してゆくための、いろいろなことが定められました。そのなかでも、殊に「母子手帳」の制度は、いままでの妊産婦手帳に代つて、妊娠中から、赤ちゃんが大きくなつて、小學校へあがるまでの、お母さんと赤ちゃんの健康手帳です。

この映画は、新しい時代の、妊産婦と乳幼児が「母子手帳」を中心に、どのようなことをしなければならないかと云うことを解説したものです。時代は絶え間なく動いています。いつまでも、よるい迷信や習慣などにとらわれず、正しい保健指導のあり方を理解して、赤ちゃんを立派にそだて、ゆきたいものです。

昭和二十三年十一月

厚生省児童局母子衛生課